

「漢字」と「訓読」の関係をめぐる

子安宣邦『漢字論——不可避の他者』を手がかりに

岩月純一

はじめに

東アジア諸国における文化アイデンティティを観察していると、どこにおいても「漢字」という表象ほど人々のイメージをかきたてるものは他にない。漢字をどれほど知っているか、そしてふだん漢字にどれほど興味を感じているかと関係なく、「漢字」は単なる道具としての文字というにとどまらず、自己の共同意識を具象化するための表象としてしばしば引用され、参照される。人文学の専門家の間で交わされる「漢字論」にしても、「日本語論」などの言語論の大きな論点であり、むしろ客観的、統計的な対象分析の蓄積も多いのだが、全体の流れを見ると、むしろ論者のアイデンティティや価値観全体に基づく「結論」から出発した立論が前に出ているのが目立つ。「漢字廃止論」は「漢字」を「異物」「外部」と感じるアイデンティティから、「漢字擁護論」は「漢字」を「自分の一部」と感じるアイデンティティからそれぞれ出発している。アイデンティティが前提にある以上、論争は最後には相手を「文化破壊者」「文化エリート」とのしりあうどうどうめぐりに陥り、論理的にかみあうことがなく、

決して収束することがない。あたかもアイデンティティ確認のために論争が続いているかのような転倒さえ感じられてくる。

周知の通りこうした「漢字論」には明治以来現在に至るまで枚挙のいとまがなく、また議論の経過をまとめた論争史もある(↓)。しかし、こうした「漢字論」と(おそらくはあえて)まったく同じ題名を冠して出版された子安宣邦『漢字論』(岩波書店、二〇〇三年)は、「漢字廃止論」と「漢字擁護論」の双方が前提にしている「日本語」という表象の成立過程を追うことによって、議論の枠組みと焦点をずらし、新しい「漢字論」の可能性を指し示すことに成功している。

後にまとめるように、本書は既存の「国語学」の枠組みへの批判を、「国語学者」の著作に加え、主に江戸期の国学・儒学の思想から明治期の倫理思想に至る文献の分析に依拠して行っている。評者は元来日本を専門としておらず、国語学、日本語学にも通じているわけではないので、本書の評者としてふさわしいとは言えない。本稿でも著作の全体をとりあげる書評をする背伸びは避け、評者が関心を持つ「漢字文化圏における漢字と音声との関係」というテーマを中心に、本書で示された論点について若干の考察を試みる。

一 本書の構成

本書は一九九九年から二〇〇二年にかけて発表された雑誌論文の集成であり、その間に著者の思索は発展を遂げ、本書に結実するようなまとまりを持つに至った。本書は以下の各章から成り立っている。

第一章 「漢語」とは何か

第二章 『古事記』——この漢字書記テキスト

第三章 他者受容と内部の形成——漢文訓読のイデオロギー

第四章 翻訳語としての近代漢語——「倫理」概念の成立とその行方

第五章 漢字と「国語の事実」——時枝言語過程説の成立

第六章 漢字と自言語意識——国語と日本語と

「あとがき」にかえて——漢字論という視点

このように、本書の構成は、近代日本語における漢字・漢字語彙の位置づけをめぐる生ずる諸問題を網羅しながら、単なる事実の指摘や並列ではなく、問題系の所在に重点を置いた論述を意図的に行っており、非常に啓発的である。

第一章は全体の問題意識を網羅的に示したものであるが、『大言海』(昭和七—一二)ではただ「支那の言語」とのみ説明されていた「漢語」が、はじめてこの問題を体系的に研究した山田孝雄の『国語の中における漢語の研究』(一九四〇年)を経由して、「現今の国語辞典では「昔、中国から伝来して日本語となった語。更に広く、漢字で組み立てて音で読む語」(『岩波国語辞典』第三版)(四ページ)と定義されるに至る変化の過程から説き起こし、このように語彙に「国籍」のメタファーを貼り付け、「和語」と「漢語」、「外来語」という分類を可能にするものは、音声言語と書記言語を包括する体系としての「日本語」という概念の成立にはかならないことを強調する。これまで、すでに存在した「日本語」が、本来全く「別系統」の文字であり、「日本語」には合わない「漢字」を受動的に取り入れた現象として理解されてきた七世紀後半の出来事を、それまでに存在しなかった新しい書記言語としての「日本語」の成立ととらえなおし、既存の「国語学」の理解の転倒を批判する。

第二章で取り上げられるのは『古事記伝』における本居宣長の訓読である。著者は亀井孝「古事記はよめるか」(2)を手がかりにして、『古事記』の漢字テキストの後ろに単一の、実定的な「日本語テキスト」が存在するという本居以来の理解を否定する。「一体、「訓ヲ以テ録」した散文の部分、韻文のやうに表現の細部にいたるまで、一定の、このヨ、ミ、カタ以外ではいけないといふかたちで、ヨ、ミ、カタをヤスマロは要求してゐたらうか」(傍点亀井。三七—三八ページなど)という亀井の問題提起を引用した上で、原テキストが漢字テキストである以上、太安万侶自身からしてそれを「日本語テキスト」として書いたとは断定できず、まして本居の眼前にあったのも漢字テキストであり、その訓読は新しいテキストを事後的に作り出し、訓み出す行為にほかならないこ

と、後世の「訓読」「注釈」も同様であることを指摘している。著者のねらいは、『古事記』の原テクストと現在の「日本語テクスト」の同一性を前提とする現在の「国語学」への批判にあると理解できる。

第三章では、太宰春台による「訓読」批判から出発し、「訓読」が漢文そのものを「読む」ことではなく、実は和文に翻訳する過程であること、そして「訓読」にはそうしたメカニズムに対して読者を無自覚にさせる作用があることを確認する。その例としてとりあげられるのは儒学的な「誠」の概念であり、「誠」が「訓読」によって和語「まこと」に翻訳され、「誠」||「まこと」という参照式が成立し、これによって「日本人固有の内的心性」である「まこと」概念が生成される過程を整理した上で、これを根拠として、「訓読」がすでにある「日本」に何ものかをとりいれて豊富化するメカニズムではなく、「漢文」という他者の受容によって「日本」の内部そのものを生成する過程なのだと指摘する。

第四章は近代の「和製漢語」を論ずる。著者は考察の対象を「倫理」にしほり、近代日本アカデミズムにおける「倫理学」の成立過程の分析を重ね合わせる手法をとる。「倫理」の意味内包は、アカデミズムが制度的に要請した「倫理学」を終始出ることがなく、しかも「国民道徳論」をめぐりぬけることによって、イギリス功利主義倫理学の *ethics* がもつ「個人の行為規範」という理念からも離れ、儒教的な再解釈（古義の「再浮上」）を施された「人倫の道」として定着する。これを解釈学的に再構成しようとした和辻哲郎のロジックも、「倫理」が新漢語であるという事実を無視し、「倫」と「理」の字を解釈（訓読）することによって、近代ヨーロッパ的な思想原理に対抗し、国家を頂点とするあらゆる共同体の組織を可能にする「人間の道」を導き出すところにあった。このように、新漢語はヨーロッパ語のシニフィエを意味するために作り出されたのであったが、シニフィアンに漢語を用いたことで漢文的、訓読的理解からの再解釈を可能にし、原語のシニフィエへの直接的なアプローチを難しくしたのである。

第五章では時枝誠記の漢字論が取り上げられる。時枝は一九二九年のヨーロッパ留学からの帰国後、いったん「漢字漢語の国語に対する絶対的な影響」を研究テーマにすえるが、ほどなくして「言語の本質」へと探求の方向を移し、「言語過程説」の構築に専念する。語る／書く主体による表現過程を言語の本質とみた時枝にとって、言語が主体の外側に存在するものではない以

上、「漢字漢語」も「日本語的な過程的構造と文法組織の中によって決定せられる」(一六〇ページ)限り、日本語にとって異物ではないことになる。このようにして時枝は漢字漢語を内部化した。

第六章では引き続き「国語学」における漢字の位置づけが論じられる。宣命書きについて、口承を漢字で写したという山田孝雄や国学者の見方と、漢文が「国語的に崩壊して行」(一七八ページ)ったものという時枝誠記の見方を対比することで、漢字を「国語」に内部化した時枝の特徴を明らかにする。時枝における「国語の事実」は、国学者のように「漢字」を外部に指定することで発見される「やまとことば」ではもはやなく、時枝による「国語即ち日本語」の定義は「日本語的性格を持った言語」という論理循環的なものであり(一八三ページ)、その循環を断つことができるのは語る主体、文法を記述する主体がそれを「日本語」であると判断することのできる日本語の文法学者、すなわち時枝自身であるというロジックによってである。そして時枝理論が対峙するのはもはや「漢字」ではなく、彼の理解するところのヨーロッパ近代言語学であった。

二 漢文と「訓読」

本書が提起した論点の中で、評者ももっとも興味を覚えたのは、やはり漢文テキストと「訓読」との相関関係についての指摘である。第二章の『古事記伝』の分析はとりわけ明快で、漢字テキストが一意的に「訓み」を決定できない性質をもつものであることを鋭く指摘している。また書記言語と音声言語とを峻別し、実定性をもつ音声言語が書記言語に先行することを否定する見解も納得できるものである。

評者はすでに別稿⁽³⁾で述べたが、このような漢文の「訓み」をめぐる問題、そして漢文の「崩れ」に起源を持つ書記言語の出現は、漢字文化圏の周縁においてはある程度並行的に起こっている現象である⁽⁴⁾。しかし、日本語の例は、漢文を自言語の文脈に翻訳して「訓む」ための中間過程(訓点)がテキストに残す痕跡の多さに関してはいきわめて特異であって、漢文を「訓む」という行為がどういふものなのかを考える上で示唆的な史料をおそらくはもっとも多く残していると考えられる。本居宣長

自身が『古事記』冒頭の「天地初発之時」の「天地」を、はじめ「あめつち」と訓むか「あめくに」と訓ずるかで動揺し、「あめつち」を選択した（一九八ページ）という事実が示しているように、漢字テキストに一定の「訓み」を対応させるためには、政策決定（たとえば現行の「常用漢字表」に定められている音訓表）や辞書編纂による規範化が必要であり、そうした規範のない時期に書かれた漢字テキストに対して、書き手が期待した「訓み」と「読解」をそのまま後代の読み手が再現できると単純に前提することが危ういことは明らかである。しかし日本のものほどシステムとして外在化されていない他国の「訓読」にはここまではっきりした傍証を見いだすことはできないであろう。加えて、自己アイデンティティの構築のために、日本の国学ほどに「漢字」の他者性と徹底的に対決した思想は実は東アジアにはないのであり、その両者の意味で、『古事記伝』を分析の対象として取り上げたことは東アジア全体の視点から見ても画期的なものといえる。

ただし、古代日本の漢文史料の訓み方に潜む恣意性そのものについては、これまでも指摘がなかったわけではないことには留意しておくべきであろう。たとえば岡田英弘は、七世紀半ばの唐の朝鮮半島出兵が倭国／日本に独自国家形成の必要性を生じさせたため、（音声言語である）「倭語」「倭人の言語」をもとにして、正格の漢文ではない書記言語を「人工的に」作ったという主張を展開しており、『万葉集』に含まれる「訓読」の歌についても現行の和語による訓に絶対的根拠があるわけではないことを指摘している⁽⁵⁾。岡田の仮説は『古事記』偽書説を含む壮大なものであり、仮説全体の可否についてここで論ずる余裕はないが、岡田の所説の中で傾聴に値するのは、そもそも当時の倭国において漢字を読み書きする能力があったのはごく一部の「中国人」⁽⁶⁾「華僑」⁽⁷⁾であり、倭国（日本）の政治制度や書記言語などを実際に整備したのもこうした特殊な技能をもち、おそらくはエスニックにも土着の集団とは異なる背景を持つ職能集団であること、したがって当時書かれたテキストを現在の特定の音声言語、特に日本語に結びつけることに実は合理的根拠がないことである。また『万葉集』所収の歌の作者の多くが渡来人出自であるという事実を根拠に置いた、「固有の日本文化というものはなかった。日本の建国運動を推進した華僑たちこそが、新しい日本文化を作り出したのであった」⁽⁸⁾「中国がアジアを作った」⁽⁹⁾という岡田の主張は、まさに「外によって内を作る」^(八二ページ)という子安の論理と重なるものであろう。

岡田は、古代日本の漢字テキストに見られる諸痕跡だけを言語史的根拠として、(おそらくは音声言語を含む)「日本語」が(土着「倭人」の話していた音声言語とは別に)作られたとも主張しており、その説にはにわかには信じがたい部分もある。また岡田説では漢字テキストはあくまでも「中国語」であって、現在「訓読」されている部分は書かれた当時にはむしろ「中国語」(漢字音)で読まれていただろうと推測している(9)が、このような「実際の訓み」を実定的に突き止めることは『漢字論』著者の射程には入っていない。著者の指摘の理論的核心は、漢字テキストの「訓読」においては一意な「訓み」を固定することが原理的にできないこと、つまりすべての「訓み」が事後の「訓み出し」であり、新しいテキストの生成にはかならないとする点にある。このずれは、もちろん「倭国の誕生」そのものをテーマとする岡田と、はるか後世の国学における「仮想の古語やまとことばの訓み出し」(六七ページ)を問題の中心に据える『漢字論』著者とのスタンスの違いに由来するものだろう。

三 漢文の「崩れ」としての日本語文

「訓み出し」によって見いだされた純粋な音声言語としての「やまとことば」という観念、そしてその帰結である「日本語」の実定性を批判的に検証する著者は、「漢字書記テキストの事後的な訓読化という読解作業を通して、訓読体言語としての日本語は成立する」(六六ページ)という見方を対置する。ついでしばしば生じる誤解を封じるために「日本語文(和文)とは書記言語・日本語である」と付け加えて、文字なき音声言語を固定された「日本語」と把握することの不合理さと、「日本語」が「漢文訓読」によって、また「漢文体の変容」による書記言語化によって初めて実定可能な存在になったことを強調する。

こうした理解は、「漢字なくしては日本語の現実的な存立はない」(二六ページ)という断定に、そして第六章における、「元来国語の記載法の正式なものは、漢文であった」がそれが「国語的に崩壊して行った」ものが宣命書きだと評価する時枝誠記の見方を「面白い」(二七八ページ)と感ずる認識に帰結する。

これまでの日本語論において、現代の口語文(言文一致体)が文語文の崩れた形式だという認識は広く見られる(10)が、これ

はあくまで「日本語」の実定性の枠内での理解である。しかし文語文を含む「書記言語・日本語」が「漢文」の崩れの結果生じたとする認識は一般的ではない。「漢文」が（その渡来以前から存在していた）日本文化を培った¹¹⁾という言説はふつうであるが、「漢文」のいわばなれのはてが日本語であるという言い方は尋常ではない。しかし著者の論理は一貫しており、エクリチュールを中心に据えれば、確かに日本語文の「発展」は「ますらおぶりの万葉」や「たおやめぶりの古今」ではなく、漢文に起源すると見るのが妥当であり、その流れは明治の漢文脈を経て言文一致体にまで連なるのである。

こうした理解が「漢字なくしては日本語の現実的な存立はない」という認識に帰結するのは必然であり、したがって第一章で「日本語」の実定性を疑わない「国語学者」「日本語学者」を批判する著者の筆鋒はもっぱら現在の漢字廃止論に向けられる（一八一―二六ページ）。国学批判に立脚する著者の脈絡からすれば、それも一貫した論理の運びと言えよう。しかし、「日本語」の実定性が擁護論を含むこれまでの「漢字論」全体の前提になっていることを考えれば、漢字をついに「国語」に内部化した時枝も、国学的な心性から出発しながら「国語は漢語の輸入同化によりて語彙を頗る豊富にしたるが、その根柢たる國語の本質は少しもそれらの爲に動かされたるものにあらず」¹²⁾として最後に漢字使用を合理化した山田孝雄も、そしてその延長上にある現在の漢字擁護論も、決して著者の定式化する国語批判の射程の外に出るものではないのではなからうか。

著者は漢字を「借り着」と見る漢字廃止論について、「日本人による漢字以外の表記文字の選択の可能性を夢見たりする」「この仮説・予測ゲームを成立させるものは」「外来／土着（固有）」という二項対立からなる日本文化論的な論理構成であるだろう（二五ページ）と評するが、この二項対立は漢字擁護論にも共有される、つまりすべての「日本語論」プレーヤーによってルール化されている認識である。漢字擁護論においても、この二項対立を前提にした上で、たとえば音節数の多い「土着（固有）」の和語には「造語力」がなく、少ない音節で多くの異なる概念を区別できる漢字は国語にとって不可欠だという価値付けが行われる¹³⁾。変革を構想しない擁護論は、確かに廃止論が夢見るような「予測ゲーム」は行わない。しかし、たとえば擁護論の一角を占める「正字体」復活論も、廃止論とは反対の方向に、永遠に完成することのない「死産される」日本語像¹⁴⁾を夢見ることになるのである。

四 漢字の「不可避性」の意味

しかし私たちは結論を急ぐ前に、「あとがき」に書かれている著者の主張を吟味しなければならない。「外部性をその由来からもつ漢字をただ異質的な他者と見なすことは、閉ざされた内部的な自己をしか生み出さない。(中略) 私たちはいま漢字を言語の展開に不可避な他者とみなすべきである。あらゆる自然言語に他言語を前提にしない純粹な自然言語などはありえない。漢字とは排他的に自己を生み出すための異質的な他者でもなければ、受容者の自然言語意識が負い続けねばならないトラウマとしての異質的な他者でもない。それは日本語の成立と展開にとって避けることのできない他者である。漢字とは日本語にとって不可避の他者である。それは自然言語がたえず外部に開かれていくことを可能にする言語的契機としての他者である」(二三二—二三二ページ)。つまり漢字は歴史的に所与の「文明的贈り物」として私たちの前に現れたのであり、今さら避けるわけにはいかない他者である。その他者を排除するのではなく、正面から向き合うことが、漢字とすでに出会ってしまった言語を外部に開くために必要だというのである。

著者のこの指摘は多くの味読すべき論点を含む。それは第一に、漢字を排除することが閉ざされた内部的な自己を生み出すという論点、第二に、漢字が自然言語を外部に開く契機となるという論点、そして第三に、漢字の存在が言語の混成性を象徴するという論点に分析できる。

第一の論点を検討するとき、評者はやはり自らの専攻するベトナムの例を挙げないわけにはいかない。周知の通り、ベトナムは日本と同様漢字・漢文による国家形成の歴史を持ち、漢文の崩れた書記言語(チュノム)をもちながら、フランスによる植民地化によってローマ字表記を使用するようになったため、現在では学校教育から漢字を完全に排除し、高度な知的営為を含め漢字によらない言語生活が普通になっている。現在のベトナム語は漢字語彙を排除はしていないが、しかし漢字を排除したベトナム人にとっての自己が「閉ざされた内部的な自己」ではないのかどうか、あるいはほかの書記言語と比べてベトナム語のロー

マ字表記が格段の違いをもつのか、評者には判然とはしない⁽¹⁵⁾。「閉ざされた内部的な自己」の指示内容がより具体的に示されなければ、この点の評価は留保せざるを得ない。

第二の論点は解釈がより難しい。これまでの日本語論において、漢字は「東洋」ないし「東アジア」の共通文字として「国語」を超えるものである一方、未習得者や習得が不可能な者にとっては乗り越えがたい障壁になる、と議論されてきた。著者のことを素朴に理解すれば前者に分類できるようにも思える。もしそうだとすれば、東アジアという「外部」にのみ開かれる自己とは、その外側にさらに広がる「外部」から自らを閉ざすものになりはしないのだろうか。

しかし私たちは第三の論点をこの第二の論点とセットで考えることでより明確なイメージを結ぶことができるのかもしれない。純粹な言語としての「日本語」の存立を否定し、その開かれた混成性を明示する指標として、漢字ほど目立つものはないからである。確かに日本語文は、漢字をかなと混用することによって、文字上で混成性を目の当たりにできる数少ない書記言語のひとつである⁽¹⁶⁾。しかし、漢字かな交じり文によって植えつけられる「混成性」イメージは、「漢語」「カタカナ外来語」「和語」、そして「音読み」と「訓読み」というすでに制度化された「外来／土着」の対立にはかならない。それは確かに「日本語」における「混成性」の重要な例のひとつであるが、そのような書き分けによって、実はそのほかにも存在する混成性の例、特に「和語」の混成性の例⁽¹⁷⁾を見えにくくし、日本語文の使い手の注意を特定の、なじみぶかい「混成性」へと誘導してしまう。もともと著者が言うとおり、「純粹言語」の虚構はすべての言語に当然にあてはまるのであり、「漢字」を使わない書記言語においてもそれは変わらない。とすれば、すでに漢字が「内部化」され、それを異質的他者とみなす意識が薄れた現在、あえて「混成性」の象徴として「漢字」が優先される理由はどこに求められるのであろうか。

評者は「漢字」が絶対に、かつ恒久的に排除されなければならない異物だとは考えていない。しかし無前提に「漢字なくしては日本語の存立はない」とも考えない。著者のいう「現実的」という限定の解釈は難しいが、評者なりの理解では、「存立はない」と考える社会的な、すなわち著者のいう現実的な、歴史的に形成された使い手の意識が、漢字なしの日本語の存立を不可能にするのであって、そうした使い手の意識を考慮しない言語内的な条件だけをとりだす「仮説・予測ゲーム」をあえて夢想して

みると、そこになお漢字使用の不可避性を結論付けるような決定的な条件を見出すことはできない。今この点について詳論する紙幅はないが、最低限確認しておきたいのは、多くの「言語論」が自らの客観性を維持するため常に言語を言語それ自体として論じようとする志向をもつ以上、「漢字なくしては日本語の現実的な存立はない」という表現は、歴史的、現実的背景を捨象した「日本語」もやはり「漢字」の支えなくして存立しないという、「予測ゲーム」をくぐりぬけなければ実はず導き出せない本質論へと結び付けられる可能性をもつことである。それは、たとえば「ベトナム人」の前にローマ字が「不可避の他者」として現れたこととの歴史的並行性を見えなくさせるものとなりはしないだろうか。

おわりに

著者は「あとがき」で本書をまとめるに至った経緯を明らかにしているが、その叙述は「日本語や日本文化を考えるにあたって、漢字論的視点をもつ重要性に私が気づいたのはそう早いことではない」（二一九ページ）という率直な自己反省から始まっている。著者は「六年ほど前」台湾で開かれたシンポジウムで発表したとき、「表象」や「自明性」など日本語原文の用語が中国語版の翻訳原稿の訳語と違うことに違和感を覚え、その場で討論した結果、「多くの漢語語彙、ことに学術言説上で使用する漢語語彙とはほとんど欧米語から日本語への翻訳語である」ことをあらためて認識した、そうでなければ「表象」や「自明性」が直ちに現代中国語文でも使用可能だなどとは思わなかったはずである」と書いている。

しかし、日本の現代中国語（普通話）教育の初歩においては、初学者の安易さを戒めるために、同じ漢字（熟語）でも中国語では異なる意味をもつ事実が強調され、「中国語は外国語である」という観点がまずはじめに植え付けられる。本書のテーマのひとつである「漢字」の「他者」化は、「中国語」教育においては今でも実践されており、本書第三章が取り上げる荻生徂徠一門の活動は、中国語教育史の先駆としてまず言及されるのである⁽¹⁸⁾。加えて、日本語と中国語の間で現在なおかなりの程度漢字語彙の共通性が存在するのは、著者が第四章で分析した新漢語の流通に由来するのであり、「表象」のような新語は当然その

範圍外にある。このような認識が著者のような碩学に共有されていなかったことはたいへん意外に感じられた。

もちろんこのことに単純に驚くだけなら自らを省みない不遜な態度と言うべきである。評者がむしる感嘆するのは、問題の所在を認識してからわずか数年の間に思索を深め、ことの本質を衝く著作に結実させた著者の力量である。本書によって評者は多くのヒントと啓発を得ることができた。本稿をものしようとした評者の個人的動機はそのヒントを書き留め、自らの足がかりとしようとしたところにあるが、「日本語論」に興味を持つすべての人にとっても、本書は必読の書である。

註

本文中におけるページ番号の注記は、断りない限り『漢字論』のものである。

(1) 平井昌夫『国語国字問題の歴史』(初出昭森社、一九四八年。

再刊三元社、一九九八年)、丸谷才一編『国語改革を批判する』(初出中央公論社、一九八三年。再刊中公文庫、一九九九年)、土屋道雄『国語問題論争史』(玉川大学出版部、二〇〇五年)など。

(2) 亀井孝「古事記はよめるか——散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題」『亀井孝論文集第四巻 日本語のすがたところ』二『(吉川弘文館、一九八五年、初出一九五七年)一—一六ページ。

(3) 岩月純一「近代、ベトナムにおける「国語」と「漢字」の関係」吾妻重二主編、黄俊傑副主編『国際シンポジウム 東アジア

世界と儒教』(東方書店、二〇〇五年)三八七—四〇五ページ。

(4) 漢字文化圏周縁における「訓読」を総合的に論じた先駆的な研究は金文京「漢字文化圏の訓読現象」和漢比較文学会編『和漢比較文学叢書 第一期第八巻 和漢比較文学研究の諸問題』(汲古書院、一九八八年)、一七五—二〇四ページである。また黒須重彦『漢字文化圏の諸問題——「こえ」と文字』(武蔵野書院、一九九二年)は、楚辞がそれに先行する非漢語系の音声言語を「漢訳」した作品であるという仮説を提唱している。

(5) 岡田英弘『倭国の時代——現代史としての日本古代史』(文藝春秋、一九七六年)、三五—三九ページ、二八八—二九五ページ。

ジ。岡田英弘『倭国——東アジア世界の中で』（中公新書、一九七七年）、二〇二—二〇五ページ、橋本萬太郎・岡田英弘・川本邦衛・新田春夫・松本昭『世界の中の日本文字——その優れたシステムとはたらき』（弘文堂、一九八〇年）、八一—二七ページなど。なお近年では、森博達『古代の音韻と日本書紀の成立』大修館書店、一九九一年、『日本書紀の謎を解く——述作者は誰か——』中公新書、一九九九年）が、先行研究を踏まえて『日本書紀』原文を音韻学と漢文法誤用の双方から分析し、『日本書紀』が正格の漢文と中古音に熟達した「唐人」と、「倭音」しか知らない「倭人」とによって書かれたであろう二つの部分に区別されると結論付けており、古代日本の漢字テクストの「混成性」を指摘する学説が広がりを見せつつある。

(6) 岡田一九七七年前掲書、二〇五ページ。このように「国籍」や「民族」を暗示する呼称をことさらに用いることは、近代的なアイデンティティ観念との混同を生むおそれがあるので望ましいとは言えない。酒井直樹が『死産される日本語・日本人』（新曜社、一九九六年）一八三ページで述べるように、当時の「真名（漢字）」と「仮名」の差異はただちに「中国語」と「日本語」の差異を意味するわけではない。しかし「すでに存在していた『日本人』という主体が『漢字』を受容した」という通念を覆すためのインパクトをこめた比喩として理解することはできる。なおここで岡田が言う「華僑」とは、朝鮮半島から日本列島に移動し、（おそらく）統語論的に

は現在の朝鮮語に近い言語を話していたであろうと彼が想定する集団を指している。

(7) 岡田一九七七年前掲書、二〇五ページ。

(8) 岡田一九七六年前掲書、一八三ページ。

(9) 橋本ほか前掲書、一九ページ。

(10) 丸谷才一『日本語のために』（新潮社、一九七四年）三七ページ。

(11) 同右四三ページ。

(12) 山田孝雄『國語の中に於ける漢語の研究』（寶文館、一九五八年訂正版）五〇一ページ。

(13) たとえば井上ひさし『私家版 日本語文法』（新潮社、一九八一年）八一—一〇七ページ。

(14) 酒井前掲書、一八四—一八七ページよりの評者の拡大解釈。

(15) ベトナム民主共和国で一九六六年から発動された「ベトナム語の純潔性を守る運動」は、当初漢字語彙排除を目指す言語純化を目標に掲げ、ある程度効果を上げたが、次第に「ベトナム語の純潔性」の内実に議論の焦点が移り、周辺の諸民族の言語との「雑種性」こそが、多民族国家としての「ベトナム」の「共通語」である「ベトナム語」にふさわしい「純潔性」なのだ、というある意味で逆説的な認識が広まった。古田元夫『ベトナム人共産主義者の民族政策史——革命の中のエスニシティ』（大月書店、一九九一年）五二〇ページ、五四二—五四三ページ。

(16) 橋本ほか前掲書、四一五ページ。表題からもわかるようにこ

の本のモチーフは「漢字かな交じり文の積極的見直し」である。

(17) たとえば「かわら」はひたすら「瓦」の訓読みである和語としてのみ把握され、それがサンスクリット *kapala* に由来するという語源説は共時的意識にのほらない。一般論としてはいかなる語源理解も共時的意識にとっては意味を成さないが、漢字かな交じり文には特定の型にはまった、そして時として誤った語源理解へと使い手を誘導する作用がある。なお「かわら」のサンスクリット語源説は『日本国語大辞典(第二版)』

第三卷(小学館、二〇〇一年)一一九三ページにある語源説九つの中の一つ。また石綿敏雄編『基本外来語辞典』(東京堂出版、一九九〇年)二二六ページにも「かわら」は立項されている。

(18) 六角恒廣・横山宏『中国語への道』(大修館書店、一九八六年第三版)三八―四八ページ(四六ページに『訳文荃蹄』の写真が掲げられている)、安藤彦太郎『中国語と近代日本』(岩波新書、一九八八年)六二―六七ページ。

(いわつき じゅんいち/言語社会研究科助教授)